

平成30年11月秋田市議会定例会追加提出予定案件

件名	説明																																
<p style="text-align: center;">「 条 例 案 」 4 件</p> <p>1 秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 一般職の職員の給料月額、宿日直手当の支給限度額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 全給料表を改定し、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げる。</p> <p>2 宿日直手当の支給限度額を引き上げる。</p> <p>3 勤勉手当の支給割合を次のように改める。(平成30年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月 期</th> <th>12 月 期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.175月(1.175月)</td> <td>1.325月(1.325月)</td> <td>2.50月(2.50月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.825月(0.825月)</td> <td>0.925月(0.825月)</td> <td>1.75月(1.65月)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.00月(2.00月)</td> <td>2.25月(2.15月)</td> <td>4.25月(4.15月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 () は現行。なお、再任用職員についても引上げを実施</p> <p>4 期末手当および勤勉手当の支給割合を次のように改める。(平成31年度以後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月 期</th> <th>12 月 期</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.250月(1.175月)</td> <td>1.250月(1.325月)</td> <td>2.50月(2.50月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.875月(0.825月)</td> <td>0.875月(0.925月)</td> <td>1.75月(1.75月)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.125月(2.00月)</td> <td>2.125月(2.25月)</td> <td>4.25月(4.25月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 () は3の改正後。なお、再任用職員についても引上げを実施</p> <p>○施行期日等 施行は、公布の日から。ただし、4は平成31年4月1日から。 1および2は平成30年4月1日から、3は同年12月1日から適用する。 その他給与改定に伴う所要の調整を行う。</p>	区 分	6 月 期	12 月 期	合 計	期末手当	1.175月(1.175月)	1.325月(1.325月)	2.50月(2.50月)	勤勉手当	0.825月(0.825月)	0.925月(0.825月)	1.75月(1.65月)	合 計	2.00月(2.00月)	2.25月(2.15月)	4.25月(4.15月)	区 分	6 月 期	12 月 期	合 計	期末手当	1.250月(1.175月)	1.250月(1.325月)	2.50月(2.50月)	勤勉手当	0.875月(0.825月)	0.875月(0.925月)	1.75月(1.75月)	合 計	2.125月(2.00月)	2.125月(2.25月)	4.25月(4.25月)
区 分	6 月 期	12 月 期	合 計																														
期末手当	1.175月(1.175月)	1.325月(1.325月)	2.50月(2.50月)																														
勤勉手当	0.825月(0.825月)	0.925月(0.825月)	1.75月(1.65月)																														
合 計	2.00月(2.00月)	2.25月(2.15月)	4.25月(4.15月)																														
区 分	6 月 期	12 月 期	合 計																														
期末手当	1.250月(1.175月)	1.250月(1.325月)	2.50月(2.50月)																														
勤勉手当	0.875月(0.825月)	0.875月(0.925月)	1.75月(1.75月)																														
合 計	2.125月(2.00月)	2.125月(2.25月)	4.25月(4.25月)																														

2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

○改正理由
特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成30年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.55月(1.55月)	1.65月(1.55月)	3.20月(3.10月)

注 () は現行

(2) 平成31年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.60月(1.55月)	1.60月(1.65月)	3.20月(3.20月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、公布の日から。ただし、(2)は平成31年4月1日から。

(1)は、平成30年12月1日から適用する。その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

○改正理由
教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成30年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.55月(1.55月)	1.65月(1.55月)	3.20月(3.10月)

注 () は現行

(2) 平成31年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1.60月(1.55月)	1.60月(1.65月)	3.20月(3.20月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、公布の日から。ただし、(2)は平成31年4月1日から。

(1)は、平成30年12月1日から適用する。その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

4 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

○改正要旨
市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 平成30年度

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 525月 (1. 525月)	1. 65月 (1. 55月)	3. 175月 (3. 075月)

注 () は現行

(2) 平成31年度以後

区 分	6 月期	12月期	合 計
期末手当	1. 575月 (1. 525月)	1. 60月 (1. 65月)	3. 175月 (3. 175月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日等

施行は、公布の日から。ただし、(2)は平成31年4月1日から。

(1)は、平成30年12月1日から適用する。

その他期末手当改定に伴う所要の調整を行う。

「 単 行 案 」 1 件

5 土地を売り払う件

○新都市産業区事業用地 (M-1 区画) の一部を売り払おうとするもの

・ 所 在 秋田市御所野湯本三丁目1番3

・ 種 類 宅地

・ 面 積 13,649.78㎡

・ 契 約 先 株式会社松紀

・ 売払価格 132,471,114円

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項